

作業所への補助金額について

- 10月より、作業所（身体・知的、精神）については、
 - ① 一定の要件を満たしたものは『地域活動支援センターⅢ型（以下「センター」）』として国・県・市の補助により運営されることとなり、機能強化事業費補助金として年額1,500千円を限度に加算して助成することになりました。
 - ② 要件を満たさない作業所については、市単独で運営補助を行なうこととなります。
- この制度改正により、移行できない作業所から、補助金額が少なく事業を続けられないとの意見が寄せられてたため、作業所の運営の安定と機能強化に対する補助を検討したものです。

	9月まで	10月から	補助(案)
【施設名】	作業所	センター	作業所
【利用者】	5人～	8人～	5人～
【補助金】	<p>国から直接、断続的に補助（17年度で廃止）</p> <p>※ 額は年額</p> <p>(知的)110万円 (精神)89万円</p> <p>運営費 291万円 ～ 721万円</p> <p>家賃補助 (上限50万円)</p>	<p>150万円</p> <p>運営費 543万円 ～ 721万円</p> <p>家賃補助 (上限50万円)</p>	<p>50万円</p> <p>運営費 291万円 ～ 721万円</p> <p>家賃補助 (上限50万円)</p>
【施設数】	24事業所	9事業所 ※ 3事業所は、他の事業へ移行	12事業所
【実施期限】	作業所への機能強化事業費補助金は、激変緩和措置として、平成23年度末まで助成する。		